

第2次加東市環境基本計画 中間見直し版（素案）に係るパブリックコメントに寄せられた意見について

令和8年1月19日から令和8年2月17日までの間、市のホームページや市生活環境課窓口などで「第2次加東市環境基本計画 中間見直し版（素案）」を公表し、意見を募集しました。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見の概要と、これに対する考え方を次のとおりお示いたします。

【パブリックコメントの概要】

- 1 募集期間 令和8年1月19日（月）から令和8年2月17日（火）まで
- 2 提出件数 19件（2人）
- 3 意見の取扱い
 - A：反映（計画案を加筆・修正し計画に反映させるご意見）・・・6件
 - B：記載済（計画案に趣旨や考え方がすでに記載されているご意見）・・・4件
 - C：参考意見（今後の環境政策等に関して、参考とさせていただくご意見）・・・9件
 - D：その他（質問、意見に答えるもの）・・・0件

注：次表の「関連ページ」及び「意見等」の項目に記載されるページ番号は、第2次加東市環境基本計画 中間見直し版（素案）でのページ番号です。

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
1	P. 47	P. 47 用語解説「フードドライブ」について持ち寄る食品について、「家庭などで余っている」という表現を「家庭などで使いきれない」と変更することを提案します。 当会もフードドライブの取組を始めた当初は「余っている」とチラシに記載をしていましたが、寄付をする人や支援を受ける人、取組に興味を持った人など、それぞれの立場から違和感や不快感の声が届き、「使いきれない」と変更しました。同様の事案が懸念されることから、本計画においても変更が望ましいと考えます。 当会が市生活環境課と協働して取り組むフードドライブのチラシにおいても「使いきれない」と記載をしています。 以上を踏まえ、変更についてどうかご検討下さい。 (原文) 家庭などで余っている食品を地域の福祉団体や、フードバンク等へ持ち寄り、困窮世帯などの食品を必要とされている方に分配する取組。	A：反映	フードロス削減（もったいない）の視点や、寄付を検討される市民や支援を受ける市民の皆さまのお気持ちに寄り添った表現であるべきと認識いたしました。 つきましては、該当箇所の表現を見直します。 (修正案) 家庭などで<u>食べきれない食品や使いきれない食材</u>を地域の福祉団体や、フードバンク等へ持ち寄り、困窮世帯などの食品を必要とされている方に分配する取組。
2	—	P. 1 に市民等のアンケート調査結果を踏まえて中間見直しを実施したと記載されています。しかし、素案 P. 66～82 の市民等のアンケート調査結果をどのように今回の見直しにいかされているのか分かりません。P. 75 には「前回アンケート結果と変わらず、相対的に「川や水路、ため池のきれいさ」に「満足」と答える割合が少	C：参考意見	アンケート結果において、「川や水路、ため池のきれいさ」への満足度が「水辺や野山に生息する生物の豊かさ」、「里山、森林の緑の豊かさ」に比べ満足度が低いことは、課題として認識しております。新しい取り組みはございませんが、決して取組をやめたわけではございません。「水辺環境の保全活動への支援（多面的機能支払交

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
		ない傾向があります」と記載されていますが、P. 25・26 に記載している(2)水辺環境の保全に新たな取組は見られません。むしろ、ため池の水質改善の取組がなくなっています。アンケート調査結果を踏まえて中間見直しを実施するのであれば、満足度が高まるように新たな取組を始めるべきではないでしょうか。その他にも廃棄物分野や地球環境分野でも同様の満足度調査をしたのではないかと考えられますが、結果が示されていません。見直し前の第2次加東市環境計画 P. 100～108 では、分野ごとにアンケート結果からうかがえる課題を分析し、計画にいかしていますが、今回のアンケート調査ではそのような課題の分析が行われていません。アンケートについては、実施に税金を投じているとともに、回答者は加東市の環境政策に活用してもらおうと貴重な時間を費やして回答しています。加東市としてアンケート調査結果を分析して計画に反映するつもりがないのであれば、次回 2031 年度以降の環境基本計画策定時には、アンケート調査をやめてはどうかと考えます。		付金の活用など)」、「環境学習を通じた意識啓発」、「クリーンキャンペーンの推進」といった取組を継続してまいります。 「計画に反映しないなら調査をやめるべき」とのご意見については、真摯に受け止めております。アンケート調査は、経年変化を捉える定点観測として非常に重要ですが、活用されてこそ意味があるものです。次回策定時におきましては、「計画への反映」をより強く意識し、いただいた回答がどのように施策に結びついたかを市民の皆様に関わりやすく提示できるようにいたします。
3	P. 15	P. 3 に「本計画は、第2次加東市総合計画を環境面から具体化するもの」とありますが、第2次加東市総合計画後期基本計画には記載されていて、本計画に記載していないものがあります。それは今後計画として取り組むのをやめるということでしょうか。そのあたりについて、コメントします。 第2次加東市総合計画後期基本計画 P. 50 には「不要	A：反映	以下に各項目について回答いたします。(番号 3～10) ご指摘のとおり、第2次加東市総合計画との整合を図るため、「リユース(再使用)の取組」(素案 P. 15)に追記いたします。 (修正案)

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
		品の交換・譲渡など、市民や事業者などによるリユースの取組を支援する」とありますが、本計画 P. 15 のリユース（再使用）の取組には記載しないのでしょうか。		・ <u>不用品の交換・譲渡など、市民や事業者によるリユースの取組を支援します。</u>
4	P. 16	第 2 次加東市総合計画後期基本計画 P. 50 には「新たなクリーンセンターの建設に向け、小野加東加西環境施設事務組合の構成市において、収集運搬体制の効率化などに関して協議します」とありますが、本計画の廃棄物分野に記載しないのでしょうか。	A：反映	ご指摘のとおり、廃棄物分野の「廃棄物の適正処理の推進」（素案 P. 16）の取組に下記を追記いたします。 （修正案） ・ <u>新たなクリーンセンターの建設に向け、小野加東加西環境施設事務組合の構成市において、収集運搬体制の効率化などに関して協議します</u>
5	P. 17	第 2 次加東市総合計画後期基本計画 P. 50 に市民に期待することとして「必要な分だけ食材を購入し」とありますが、本計画 P. 17 に記載しないのでしょうか。	B：記載済	食品ロスの削減については、「フードドライブなどに取り組み、食品ロスの削減に努めます」と記載しており、食材の購入を含む消費行動全般における食品ロス削減の取組を推進する趣旨が含まれているものです。「必要な分だけ食材を購入する」という行動は、この取組の具体的な実践の一つとして引き続き啓発してまいります。
6	P. 17	第 2 次加東市総合計画後期基本計画 P. 50 には「事業者は、3 R を意識した持続可能な事業活動を行います」とありますが、本計画 P. 17 に記載しないのでしょうか。	B：記載済	事業者の 3 R を意識した持続可能な事業活動については、本計画において 3 R の推進を重点取組として位置付けており、市民・事業者ともにその推進を求めているものです。事業者に推奨する取組として個別記載はございませんが、3 R の推進という取組の中に事業者の持続可能な事業活動の視点は当然に含まれるもののご理解

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
				ください。
7	P. 19	第2次加東市総合計画後期基本計画 P. 51 には「市民や事業者が取り組む温室効果ガスの排出抑制に関する活動や省エネルギー活動を支援します」とありますが、本計画の地球環境分野に記載しないのでしょうか。	B：記載済	ご指摘の内容については、素案 P. 19 において「市民、事業者の温室効果ガス排出抑制の取組を支援します」、また素案 P. 20 において「市民団体や地域環境推進員と連携し、家庭や事業者における温室効果ガス排出抑制の取組を周知、推進します」と記載しており、総合計画の趣旨は本計画に反映されているとご理解ください。
8	P. 31	第2次加東市総合計画後期基本計画 P. 51 には「気候変動により市内で起こりうるリスクシナリオについて広く情報提供を行う」とあります。本計画 P. 31 ほかに記載されている取組内容「リスクシナリオの検討」は、「リスクシナリオの情報提供」の誤りではないのでしょうか。「気候変動によって激甚化、頻発化する集中豪雨などによる災害や多発する熱中症などの健康被害について、最新の情報収集を行い、加東市周辺で起こり得る被害について予測します。」という文章も不要だと思います。なお、各リスクシナリオの内容については、加東市強靱化計画 P. 6～8 に記載されています。	B：記載済	取組名称「リスクシナリオの検討」については、素案 P. 21 の取組内容において、「情報収集・予測」と「市民への情報提供」の両方が記載されており、情報提供の取組は既に含まれております。取組名称は「検討」から始まる一連のプロセスを包括的に示したものであり、「情報提供」の取組を行わないという意味ではございません。また、「加東市周辺で起こりえる被害について予測します」という記述は、情報提供の前提となる情報収集・分析の取組を示したものであり、加東市国土強靱化計画において示されていることは認識しております。
9	P. 31	第2次加東市総合計画後期基本計画 P. 52 には「ペットの飼育マナー向上や狂犬病予防注射の接種の啓発を行います」とありますが、本計画の生活環境分野に記載しないのでしょうか。	A：反映	ペットの飼育マナーについては、素案 P. 31 において、「ペットのふん害防止のための飼い主への指導啓発を行います」と記載しておりますが、総合計画に記載されている狂犬病予防注射の接種の啓発については、記載が漏れておりました。ご指摘を踏まえ、見直します。

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
				(修正案) <u>ペットのふん害防止や狂犬病予防などのため、ペットの飼育マナー向上について指導啓発を行います</u>
10	P. 32	第2次加東市総合計画後期基本計画 P. 52 には「市民は、ペットの飼育マナーや生活マナーを守る」とありますが、本計画 P. 32 に記載しないのでしょうか。	A：反映	市民に推奨する取組として、素案 P. 32 において「ペットのふんは持ち帰って処理します」と記載しておりますが、「ペットの飼育マナーを守る」という包括的な観点の記載が不足しておりました。ご指摘を踏まえ、見直します。 (修正案) <u>ペットのふんの適切な処理などペットの飼育マナーを守ります</u> また、生活マナーについては、素案 P. 32 において「日常生活において騒音、振動、悪臭の発生させないよう、生活マナーを守ります」と記載しており、総合計画の趣旨は反映されているものとご理解ください。
11	P. 21	環境省によると、熱中症死亡者数は、5年移動平均で、1,000人を超える高い水準で推移しています。単年では、厚生労働省によると、令和4年1,477人、令和5年1,651人、令和6年2,160人と増加しており、環境問題の中でも地球環境における気候変動や熱中症に対して近年関心が高まっています。このような状況を背景に、環境省は熱中症対策推進検討会等で協議を重ね、改正気	C：参考意見	各項目について以下に回答いたします。(番号 11～16) 気候変動への適応については、素案 P. 19 の地球環境分野において「(2) 気候変動への適応策の推進」として独立した項目で、リスクシナリオの検討、適応のためのインフラ整備を取組として位置付けております。 重点取組の位置付けについては、今回の中間見直しに

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
		候変動適応法が令和 5 年に可決、令和 6 年 4 月から施行されています。主な改正内容としては、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、熱中症対策普及団体の指定などが始まったことがあげられています。環境省大臣官房環境保健部は、市町村がこれらの対策を適切に進められるよう、令和 6 年 2 月 27 日に「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」を定め、公表しています。この気候変動適応法の改正を踏まえ、コメントします。 気候変動への適応については、近年法改正を行い、指針・手引きを整えるほどに環境省も力を入れていますが、加東市としては今回の中間見直しにおいて重点取組に位置付けないのでしょうか。		において、市民会議での意見交換を踏まえ、各分野の重点取組を選定しております。次回以降の計画改定・策定の際には、ご意見を参考に重要取組への位置付けの検討を行ってまいります。
12	P. 21	P. 1 のとおり加東市環境基本計画は、第 6 次兵庫県環境基本計画を踏まえているということですが、第 6 次兵庫県環境基本計画 P. 80 に「熱中症特別警戒情報への対応」の項目があります。このことを踏まえれば、加東市環境基本計画にも気候変動適応法第 19 条第 1 項の規定に基づき発表される熱中症特別警戒情報への対応について、P. 21 の「(2)気候変動の適応策の推進」の中に記載すべきではないのでしょうか。なお、対応することは同条第 3 項の規定により市長の義務とされています。	C：参考意見	熱中特別警戒情報への対応については、改正気候変動適応法第 19 条第 3 項により市長の義務とされていることは認識しております。素案 P. 20 において、熱中症などの健康被害に関する「最新の情報収集」と「市民への情報提供」を取組として記載しており、熱中症特別計画情報の発表時における市民への周知・対応はこの取組の中に含まれているとご理解ください。 環境基本計画は施策の方向性を示すものであり、熱中症特別計画情報への具体的な対応については、関係部局と連携して対応してまいります。

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
13	P. 43	P. 21 及び P. 43 のクーリングシェルターとは、気候変動適応法第 21 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定できる指定暑熱避難施設の一般名称であると思われます。そうだとすれば、P. 43 の用語解説には気候変動適応法第 21 条第 1 項の規定に基づき指定された施設であることを記載すべきではないでしょうか。また、開放条件は同条第 5 項の規定に基づき、「熱中症特別警戒情報が発表されたとき」であり、「猛暑時に」と記載しているのは、誤解の元だと考えます。気象庁は、最高気温が 35℃ 以上の日を「猛暑日」と呼びますが、猛暑日だからといって、熱中症特別警戒情報が発表されるわけではありません。	C：参考意見	ご指摘のとおり、気候変動適応法第 21 条第 1 項に基づく「指定暑熱避難施設」の一般名称であり、同条第 5 項の規定により「熱中症特別警戒情報が発表されたとき」に開放が義務付けられるものですが、加東市においては、警戒が発令時以外においても開放することとしていることから、用語解説においても「猛暑時に」という表現を用いております。（市内のクーリングシェルターの利用時間等については、市のホームページでご案内しております。）
14	P. 21	気候変動適応法第 23 条第 1 項の規定により、市長は熱中症対策普及団体を指定することができます。熱中症対策に関して活動を行う一般社団法人等や訪問介護等の社会福祉事業を行う会社等から申請があれば、基準に適合するか審査することになります。このことについて、P. 21 の「(2)気候変動の適応策の推進」の中に記載すべきではないでしょうか。	C：参考意見	熱中症対策普及団体の指定については、改正気候変動適応法第 23 条第 1 項に基づき市長が指定できる制度であることは認識しております。本計画は環境施策の方向性を定めるものであり、個別の制度運用の詳細については環境基本計画への記載はしていませんが、環境省対策に関する市民・事業者への普及啓発の取組は素案 P. 21 に記載しており、熱中症対策普及団体との連携もその中に含まれるものとご理解ください。 熱中症対策普及団体の指定制度の活用については、引き続き検討してまいります。
15		熱中症対策普及団体に関連して、加東市では、「熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱」を定めて公開していないと思います。未公開なだけかもしれま	C：参考意見	「熱中症対策普及団体の指定等に関する事務取扱要綱」については、環境基本計画の内容に関するご意見の範囲を超えるものではありませんが、貴重なご提案として、「熱

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
		せんが、もしも定めていないのであれば、「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」P. 13～19 を参考に制定してはいかがでしょうか。制定していないと、申請があった場合に苦慮するかと思います。		中症対策普及団体の指定に関する手引き」を参考にしながら、適切な対応を検討してまいります。
16		今回の中間見直しによって、見直し前の第2次環境基本計画 P. 58 の「デング熱等の感染症を媒介する蚊の生息地が拡大しており、感染症リスクが増加しています」という文章が削除されています。気候変動に伴う健康被害については、熱中症だけでなく、デング熱に対しても被害の回避、軽減を図る取り組みが必要だと考えますが、地球環境分野の中に記載しないのでしょうか。	C：参考意見	対策として、例えば、ため池において蚊の発生抑制を目的とした管理は現実的に困難です。デング熱対策については、本計画で施策展開は難しいことから具体的な取組として記載せず、引き続き、市民への注意喚起や情報提供により対応してまいります。
17	P. 46	P. 41～47 の用語解説について、コメントします。 P. 19 と P. 28 では、「※」を用いて、ページ内で「ナチュラルビズ」「バッファゾーン」「多面的機能支払交付金」の用語解説を行っていますが、これは P. 41～47 の用語解説とどう違うのでしょうか。特にこだわりがなければ、すべて P. 41～47 の用語解説に入れてはどうでしょうか。	C：参考意見	各項目について回答いたします。(番号 17～19) 「※」による注釈は、読者が前後の文脈を理解しやすいよう、その場で簡潔に説明することを目的として記載しております。用語解説は、理解を深めるための参考資料として位置付けております。
18		地球温暖化緩和策の推進について、中間見直し版と見直し前の環境基本計画を比較したときに、「家庭や事業所からの温室効果ガス排出抑制方法や COOL CHOICE の取組について普及啓発を行います。」が「家庭や事業所からの温室効果ガス排出抑制方法やデコ活アクション	A：反映	ご指摘のとおり、デコ活と COOL CHOICE はいずれも温暖化対策に関する国民運動であり、両者の関係について説明が不足しておりました。デコ活の用語解説に、COOL CHOICE との関係を追記するよう修正いたします。

番号	関連ページ	意見等	意見の取扱い	意見に対する考え方の要旨
		(行動変容・ライフスタイル転換行動) の取組について普及啓発を行います。」に見直されています。P. 46 のデコ活の用語解説部分に、COOL CHOICE との関係を記載してはどうでしょうか。説明が不足しているように感じます。		(修正案) 「デコ活」とは…略…具体的な行動を実践するものである。 <u>なお、デコ活は、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動 COOL CHOICE を引き継ぐ取組として位置付けられている。</u>
19		P. 41～47 の用語解説中の用語で、次の用語は本文にないように思われるのですが、用語解説は必要でしょうか。 「ESG 投資」「PDCA サイクル」「温室効果ガスインベントリ」「グリーンボンド」「コンパクトシティ」「サービスサイジング」「再エネ水素」「シェアリングエコノミー」「水素サプライチェーン」「税制全体のグリーン化」「セルロースナノファイバー」「脱炭素化」「適応プラットフォーム(気候変動適応情報プラットフォーム)」「デザイン・フォー・サーキュラリティ」「福島イノベーションコースト構想」「マイクロプラ(マイクロプラスチック)」「倫理的消費」	C：参考意見	環境基本計画の用語解説は、中間見直しに当たり、本文の記載用語のみに限定するものではなく、環境分野全般に関する理解促進を目的として、見直し前から掲載していた用語は引き続き掲載し、新しい用語を追加するという方針といたしております。 なお、ご意見は今後の計画改定における用語解説の検討に際して参考とさせていただきます。